

令和2年4月1日から改定される公共物使用料について

多賀城市の公共物を使用する場合の使用料が令和5年4月1日以降の使用分から改定となります。

【公共物を使用する場合の使用料】(単位:円)

使用物件		使用料			
		単位	改定前	改定後	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	730	800	
	第2種電柱		1,100	1,200	
	第3種電柱		1,500	1,700	
	第1種電話柱		650	710	
	第2種電話柱		1,000	1,100	
	第3種電話柱		1,400	1,600	
	その他の柱類		65	71	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7	7	
	地下に設ける電線その他の線類		4	4	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	640	700	
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	390	430	
	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300	1,400	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		550	600	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,300	4,800	
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,400	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	27	30	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		39	43	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		59	64	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		78	86	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		120	130	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		160	170	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		270	300	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		390	430	
	外径が1メートル以上のもの		780	860	
鉄道、軌道その他これらに類する施設	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	4	4
		その他のもの		13	14
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	1,000	1,100
		上空に設けるもの	650	710	
		地下に設けるもの	使用面積1平方メートルにつき1年	390	430
その他のもの	1,300	1,400			
歩廊、雪よけその他これらに類する施設		使用面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,400	
地下街、地下室、通路その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.005$	$A \times 0.004$
		階数が2のもの		$A \times 0.008$	$A \times 0.006$
		階数が3以上のもの		$A \times 0.01$	$A \times 0.007$
	上空に設ける通路	2,100		2,400	
	地下に設ける通路	1,300		1,500	
その他のもの	1,300	1,400			
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートルにつき1日	43	48	
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1月	430	480	
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	430	480	
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4300	4,800	

令和2年4月1日から改定される公共物使用料について

使用物件		使用料		
		単位	改定前	改定後
標識		1本につき1年	1000	1,100
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	43	48
	その他のもの	1本につき1月	430	480
幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	43	48
幕(工事用施設であるものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	430	480
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4300	4,800
	その他のもの		2100	2,400
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		使用面積1平方メートルにつき1月	430	480
田、畑その他これらに類するもの		使用面積1平方メートルにつき1年	120	120
宅地、自動車駐車場、運動場その他これらに類するもの		使用面積1平方メートルにつき1年	A×0.026	A×0.026

※Aは近傍類似の土地の時価となります。

問い合わせ先: 多賀城市都市産業部都市整備課
電話: 022-368-1141 (内線431・432・433)